

私立各種学校設置認可等審査基準

(趣旨)

第1条 私立各種学校（以下「各種学校」という。）の設置認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）、私立学校法（昭和24年法律第270号）、各種学校規程（以下「規程」という。）その他関係法令の規定によるほか、この基準の定めるところによる。

(目的)

第2条 各種学校は、学校教育に類する教育を行うことを目的として、広く一般に公開して教育がなされるものでなければならない。

(授業時間)

第3条 各種学校の授業における一単位時間は、50分とすることを標準とする。

(総定員)

第4条 各種学校の総収容定員は、80人以上とする。

(入学資格)

第5条 規程第6条に規定する入学資格は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校、同法124条に掲げる専修学校、同法134条第1項に掲げる各種学校の卒業又は修了程度若しくは年齢をもって定めなければならない。また、入学資格の明示の適当な方法とは、学則への記載及び生徒募集のために必要に応じて行う公告、公示、掲示等をいう。

(校長)

第6条 規程第7条に規定する「教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者」とは、次に掲げる職又は業務の1若しくは2以上を通算して5年以上従事した者をいう。

- (1) 学校教育法第1条、同法第124条又は第134条第1項に規定する学校等の長の職
- (2) 学校教育法第1条、同法第124条又は第134条第1項に規定する学校等の教員の職
- (3) 学校教育法第1条の学校の事務職員の職
- (4) 行政機関の教育、学術又は文化に関する業務
- (5) 民間の教育、学術又は文化に関する団体の役員又は職員の職
- (6) 前各号に規定する職又は業務と同等と知事が認める職又は業務

2 校長は、専任であること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がなく、副校長等の校長に代わって校長の職務を遂行できる専任の教員を配置する場合は、この限りではない。

(教職員)

第7条 各種学校の教員数は、特殊な教科を除き、生徒数40人を超えるごとに1人を増加するものとする。

- 2 教員の半数以上は、専任でなければならない。ただし、専任教員は3人を下ってはならない。
- 3 規程第8条第2項に規定する「その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者」とは、特殊な教科を担当する者を除き、専修学校設置基準（昭和51年1月10日文部省令第2号）第43条各号のいずれかに該当する者をいう。
- 4 各種学校には、相当数の事務職員を置くものとする。

(立地条件)

第8条 各種学校の位置は、次の各号に配慮しなければならない。

- (1) 各種学校の位置は、同種の教育を行う各種学校との十分な距離を確保し、その役割を十分

に果すことが期待される場所であること。

- (2) 各種学校の位置は、通学上の利便性等を考慮し、安定した経営が維持できる定員の充足が十分に見込まれる場所であること。

(校地)

第9条 校地は、原則として自己所有でなければならない。ただし、特別の事情があり、かつ、借用期間が20年以上の公正証書による賃貸借契約が締結され、永続的かつ安定的な利用が可能であると認められる場合又は国若しくは地方公共団体の所有に属するものであって各種学校の設置後20年以上にわたって使用できる保証のある使用貸借契約若しくは賃貸借契約が締結されており、当該校地を使用して各種学校を運営することに支障がないことが確実であると認められる場合は、この限りでない。

- 2 前項の校地の借用については、借地借家法（平成3年10月4日法律90号）に基づく借地権が設定されていないなければならない。ただし、国又は地方公共団体からの借用である場合はこの限りでない。
- 3 校地は、第12条第1項第2号の借入金に係る担保とされているものを除き、負担付き（担保に供されている等）であってはならない。

(施設及び設備)

第10条 施設には、教育目的以外の目的に継続的に使用する施設（学校法人（準学校法人を含む。）が寄附行為に定める附帯事業又は付随事業若しくは認可を受けた収益事業を直接行うための施設を除く。）が含まれてはならない。

- 2 校舎、校具その他の施設、設備は、負担付き（第12条第1項第2号の借入金に係る担保とされているものを除く。）又は借用であってはならない。ただし、設備については、リース、賃貸借又は使用貸借の契約書が締結されている場合は、この限りでない。
- 3 校舎は、同一敷地内で設置することを原則とする。ただし、教育の質の向上を図る目的で複数の場所に分けて校舎を設ける場合には、本校との一体性が確保されていること。
- 4 校舎、校具その他の施設、設備は、各種学校の設置認可申請時点において、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合し、学習上、安全上、保健衛生上及び管理運営上適切なものでなければならない。
- 5 教室の数は、学級の数と同数を確保しなければならない。

(名称)

第11条 各種学校の名称は、学校教育法第1条に掲げる学校と紛らわしくないものであること。

- 2 各種学校の名称は、静岡県内の既設の専修学校及び各種学校と紛らわしくないものであること。

(設置に係る資金)

第12条 各種学校の設置に係る経費は、原則として全額を設置しようとする者の自己資金によらなければならない。ただし、学校運営上支障がなく、次の各号のすべてを満たす場合は、この限りではない。

- (1) 各種学校の設置に伴う負債額は、各種学校設置のために必要な校地、校舎その他の施設及び設備の取得又は整備に要する経費の3分の1以内、又は設置者の既借入額を含む総負債額が総資産額の3分の1以内であること。
- (2) 前号の負債は、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人静岡県職業教育振興会、銀行、信用金庫又は知事が認める金融機関からの借入金によるものでなければならない。

- (3) 適正な償還計画があり、各種学校設置後の各年度の償還額（元利合計）が各年度において当該各種学校に係る年間事業活動収入（前受金を除く）の20%以内であること。

（開設時期）

第13条 各種学校の開設は、原則、4月1日とする。

（標示）

第14条 規程第13条による標示は、別表の様式によるものとする。

（運営）

第15条 各種学校は、営利を目的として運営してはならない。

- 2 各種学校の設置者が教育以外の事業を行う場合には、それら事業との経理の区分の他、施設、組織等の経営の形態についても明確に区分しなければならない。
- 3 学校法人（準学校法人を含む）以外の法人が各種学校の設置者である場合は、各種学校の事業会計を当該法人のその他の事業会計と明確に区分するため、特別会計により行い会計処理の適正化を図ること。また、当該特別会計から当該法人の他の事業会計に資金の繰り入れを行ってはならない。

（運営資金）

第16条 各種学校の運営に必要な財源については、生徒納付金その他確実な収入をもって充てるものとし、毎年度の収支の均衡が保たれるもので、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 第20条第1項に規定する設置認可申請時において、開設年度の経常的経費の6分の1以上に相当する額の自己資金を有しなければならない。
- (2) 各種学校を開設しようとする年度から3年間の学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学金等の現金による経常的収入その他の収入により収支の均衡を保つことが可能であると認められるものでなければならない。
- (3) 生徒納付金の総額は、年間経常的経費の1.5倍相当額の範囲内とすること。

（附帯事業）

第17条 各種学校が附帯事業を行う場合は、次のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 各種学校の教育に支障がないこと。
 - (2) 各種学校の目的に照らし適当であること。
 - (3) 附帯事業の収入が、各種学校の経常的経費の50%以内であること。
- 2 各種学校が当該各種学校の教員、施設、設備等により各種学校以外の教育事業を行う場合は、次のすべてに該当しなければならない。
- (1) 修業年限が1か月以上12か月以下であること。
 - (2) 学則に明示し、入学案内、広告、修了証書等において附帯事業であることを明示すること。

（既設校の適正管理）

第18条 学校教育法第1条に規定する学校、専修学校及び各種学校を既に設置（以下「既設校」という。）している者が新たな各種学校の設置又は既設の各種学校の収容定員の変更（定員減を除く。）をしようとする場合は、以下の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 新たな各種学校の設置に要する経費の財源として、既設校の生徒納付金から繰り入れる場合には、既設校の維持経営に支障を来さない範囲内とすること。
- (2) 既設校の在籍生徒数が収容定員を著しく超過していないこと。

- (3) 既設校の在籍生徒数が収容定員を5年間にわたり相当程度下回っていないこと。
- (4) 既設校のための負債について、第12条第1号から同条第3号に定めるものであり、適正に償還が行われていること。
- (5) 次の各事項について、既設校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。
 - イ 法令の規定、法令の規定による所轄庁の処分及び寄附行為等に基づいた学校運営
 - ロ 役員若しくは教職員の間又はこれら者の間における訴訟その他の紛争
 - ハ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団の掛け金を含む。）の納付

2 各種学校を設置しようとする者が学校教育以外の事業を行っている場合には、当該事業のための負債について、適正な償還計画が確立され、かつ、適正に償還が行われていなければならない。（設置計画書の提出等）

第19条 各種学校を設置しようとする者は、設置予定年度の前々年度の12月末までに、設置計画書を知事に提出しなければならない。ただし、教育上支障ないことが確実と認められる場合に限り、提出期限を学校開設年度の前年度の5月末までとすることができる。

2 知事は、前項の設置計画書を受領したときは、書類審査及び現地調査を実施したうえ、静岡県私立学校審議会の意見を聴いて設置計画の承認又は不承認を決定するものとする。（設置認可申請書の提出等）

第20条 各種学校を設置しようとする者は、前条の設置計画書の承認を受けた後、設置予定年度の前年度の12月末までに設置認可申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の認可申請書を受領したときは、前条第1項の設置計画書との整合性を審査したうえ、静岡県私立学校審議会の意見を聴いて認可又は不認可を決定するものとする。（収容定員に係る学則の変更計画書の提出等）

第21条 収容定員に係る学則の変更については、前2条の規定を準用する。この場合において、「各種学校を設置」は「収容定員に係る学則を変更」と、「設置」及び「学校開設」は「収容定員に係る学則変更」と読み替える。

2 前項の場合のうち施設及び設備が既に整備されているなど、教育上支障ないことが確実と認められる場合に限り、第19条第1項の規定にかかわらず、計画書の提出を要しない。

3 前項の場合にあつては、前条第1項の規定にかかわらず、学則の変更予定年度の前年度の5月末までに認可申請書を知事に提出しなければならない。

（生徒募集）

第22条 前条の設置認可前の生徒募集は、原則、認めない。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条の設置認可申請書が知事に提出されているとき又は第19条第1項ただし書きに基づく設置計画書が知事に承認されているとき。
- (2) 校舎等の建設工事が計画どおり進行しており、開設予定年度の開校が確実と認められるとき。

2 前項の生徒募集は、次の各号により行わなければならない。

- (1) 募集要項には、「開校予定」又は「認可申請中」と明示すること。
- (2) 募集人員は、学則上の入学定員を明示すること。
- (3) 入学案内又は募集広告が入学者に誤解を与えることのないよう留意すること。

附 則

- 1 この基準は、平成 30 年 8 月 7 日から施行する。ただし、平成 30 年 8 月 6 日以前に提出された設置計画書についての審査は、なお従前の例による。
- 2 この基準の施行の際、現に設置されている各種学校がこの基準を満たさないこととなる場合は、当該事項について、この基準に適合するよう改善に努めなければならない。

附 則

この基準は、令和 2 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和 4 年 5 月 2 日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に設置されている各種学校がこの基準を満たさないこととなる場合は、当該事項について、この基準に適合するよう改善に努めなければならない。

別表（第 14 条関係）

(横書きの標示とする場合)	(縦書きの標示とする場合)
<p>静岡県知事認可 (各種学校名)</p>	<p>静岡県知事認可 (各種学校名)</p>